

令和3年12月3日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
(うち石油給湯機1件、石油ストーブ(密閉式、床暖房機能付)1件、カセットボンベ1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 1件
(うち電気冷蔵庫1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 7件
(うちノートパソコン2件、スピーカー(充電式)1件、介護ベッド1件、電気ストーブ1件、ミシン1件、エアコン1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：加藤、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100652	令和3年11月17日	令和3年11月29日	ノートパソコン	火災	学校で当該製品を充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品のACアダプターを焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202100653	令和3年11月8日	令和3年11月29日	スピーカー(充電式)	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和3年12月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100654	令和3年10月21日	令和3年11月29日	介護ベッド	重傷1名	当該製品のサイドレールカバーが破損し、左足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年11月25日
A202100655	令和3年11月18日	令和3年11月29日	ノートパソコン	火災	学校で当該製品を使用中、当該製品を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202100658	令和3年11月9日	令和3年11月30日	電気ストーブ	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202100661	令和3年11月19日	令和3年12月1日	ミシン	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から25年以上経過した製品
A202100662	令和3年11月5日	令和3年12月1日	エアコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和3年11月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし